平成30年度政策・実務研修「訴訟等実務」事前アンケート

１　以下の文章につき，正しいと思えば○を，誤りだと思えば×を，そもそも何を聞かれているのか分からなければ？を，いちおう何を聞かれているかは分かるが答えは全く分からないときには△をつけて下さい。

　(1)　違法な営業停止処分によって損害を受けたとして国家賠償請求訴訟を提起する者は，事前に上記営業停止処分の取消訴訟を提起していなければならない。

　(2)　ある行政処分について，行政不服審査法に基づく不服申立てができる場合には，原則として，不服申立てに対する判断を得てからでなければ取消訴訟は提起することができない。

　(3)　行政処分の取消訴訟を提起しただけではその処分の効果は失われないので，その効果を停止するためには民事保全法に基づく仮の地位を定める仮処分の申立てをする必要がある。

　(4)　行政庁は，申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合には，原則として，申請者に対し，拒否処分と同時に当該処分の理由を示さなくてはならない。

　(5)　ＸとＡとが競願関係にあり，Ａに許可処分，Ｘに不許可処分がなされた場合，Ｘは自己に対する不許可処分の取消訴訟は提起できるが，Ａに対する許可処分の取消訴訟は提起できないとするのが判例である。

　(6)　処分の取消の訴えと，その処分についての審査請求を棄却した裁決の取消の訴えとの双方を提起することができる場合には，裁決の取消の訴えにおいては，当該裁決固有の違法事由に限って主張することができる。

　(7)　公共用物については，公用廃止処分がなされない限りは取得時効の対象にはならないが，その公用廃止処分は黙示のものでもよいとするのが判例の立場である。

　(8)　憲法２９条３項に違反して正当な補償なしに財産上特別の犠牲を課された者は，法令に損失補償に関する規定がなくとも，同項を根拠として直接補償請求しうるとするのが通説的見解である。

　(9)　自然人Ｘが他人の土地を時効取得したときには，所得税法上は，時効の援用の意思表示をしたときに原始取得したものとして，その時点でのその土地の時価相当額の収入があったものとして課税がなされる。

　(10)　ＸがＹに対して水門を開放するよう求めた訴訟で認容判決が確定したときは，Ｚは，Ｙに対してその水門を開放してはならないとする仮処分決定を得ることで，上記のＸＹ間の確定判決が執行されないようにすることができる。

２　以下の各問いに答えて下さい。

(1)　行政事件訴訟法にいう民衆訴訟と機関訴訟の例を，それぞれ１つずつ挙げて下さい。

(2)　京都市に住所を有するＡが国土交通省本省が保有する行政文書の非公開処分の取消訴訟を提起する場合，どの裁判所が管轄を有するでしょうか。なお，合意管轄は考慮しないこととします。

３　貴殿の法律に関連する資格・経験等について，回答用紙の質問についてお答え下さい。

アンケートは以上です。なお，アンケートの結果は，氏名を特定されない形で研修会参加者，講師，担当者で共有いたしますので，あらかじめご了承下さい。

平成30年度政策・実務研修「訴訟等実務」事前アンケート回答

氏名

１

(1)

(2)

　(3)

(4)

　(5)

(6)

　(7)

(8)

　(9)

　(10)

２

　(1)

　(2)

３

　(1)　以下のものについて，当てはまるものに○をつけて下さい。

　　ア　大学の学部で法律を勉強して卒業をしている。

　　イ　法科大学院または法律系の修士課程を修了している。

　　ウ　法律系の博士課程を修了したか，単位取得退学をしている。

　　エ　司法試験に合格している。

　　オ　弁護士資格を有している。

　　カ　司法書士，行政書士，税理士，公認会計士の資格を有している。

　　キ　現課の職員として訴訟に関与したことがある。

　　ク　訟務・法務系の職員として訴訟に関与したことがある。

　　ケ　答弁書を起案したことがある。

　　コ　訴状を起案したことがある。

　(2)　その他，貴殿の法律・訴訟に関する知識・経験について，簡単にお知らせください。

ありがとうございました。